

資料2

日医発第 1045 号 (情シ)

令和 6 年 9 月 19 日

都道府県医師会長 殿

郡市区等医師会長 殿

公益社団法人 日本医師会

会長 松本 吉郎

(公印省略)

医師会会員情報システム MAMIS の周知依頼 (更新)

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より本会の会務運営に際しまして、一方ならぬご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本会で構築を進めてまいりました日本医師会新会員情報管理システム MAMIS ですが、名称を「医師会会員情報システム MAMIS」(以下、「MAMIS」)と改め、本年 10 月 30 日(水)に公開する運びとなりました。

貴会におかれましては、役員をはじめ事務局の皆様、陰に陽にご協力いただきましたこと、改めて御礼申し上げます。

MAMIS が実現する会員の利便性向上や医師会事務局の業務負担軽減は、医療界に劇的な変革をもたらすとともに、医師会の組織率・残留率の向上にもつながるものと確信しております。

本件の趣旨を御理解いただき、別添資料をご活用の上、貴会会員のみならず、医師会未入会者、全国の医療機関への周知方、また移行データ作成につきまして、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

今月 19 日に同文書を発出したところでございますが、MAMIS の利用規約と個人情報の取扱につきまして、資料を取りまとめましたので、追加でお送りいたします。

以上

【別添資料】

- ・ 移行データの作成について (一部修正)
- ・ MAMIS 周知用リーフレット (修正なし)



・利用規約と個人情報の取扱いについて (新規追加)

* 文書管理システム「お知らせ」の欄、MAMIS 情報共有サイトへ関係資料とともに掲載いたします

令和6年9月26日

MAMIS 利用規約と個人情報の取扱いについて**<はじめに>**

MAMIS の利用規約を制定しました。また、会員の個人情報につきまして、共同利用(個人情報保護法第 27 条第 5 項)という整理をしました。

<利用規約について>

MAMIS の初回ログイン時に、システムの利用規約が表示され、利用に同意いただく流れをとります。

利用規約には、目的や MAMIS の利用、個人データの共同利用、禁止事項などを明記しています。

<共同利用について>

MAMIS が全国の医師会会員情報を取り扱うことについて、会員本人に改めての再同意が必要か弁護士(システム利用規約を専門とする弁護士、当会の顧問弁護士)に確認いたしました結果、すでに取得済みの会員情報を特定の関係者、この場合は日本医師会、都道府県医師会、郡市区等医師会、地区医師会の各階層で共通して入会している会員情報を共同して利用することについては、第三者提供にあらず、改めての本人同意が必要ないことを確認いたしました。

共同利用では、次の①～⑤の情報をあらかじめ本人に通知、もしくは本人が容易に知りうる状態に置く必要があります。

- ① 共同利用をする旨
- ② 共同して利用される個人データの項目
- ③ 共同して利用する者の範囲

④ 利用する者の利用目的及び

⑤ 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

本人が容易に知りうる状態とは、Web サイトへの掲載や医師会館の掲示板などに張っていただくことで要件を満たせることも確認しています。

Web サイトへの掲載用、掲示板用の資料につきましては、準備でき次第、改めてご案内いたします。(日医ホームページに掲載し、自医師会のサイトから日医の該当ページに遷移するバナーを設置いただけるよう準備中です)

以上

<担当事務局>

日本医師会情報システム課会員情報室

谷口・久保田・若井

jmamem@po.med.or.jp

TEL 03-3946-2121